

相談支援専門員の実務要件について

■実務経験年数

	業務内容	社会福祉主事 任用資格等※3	国家資格等 による業務※4	必要年数(通算)
1	相談支援の業務 ※1	—	—	5年 (勤務日数 900 日) ※1と2の合算可
2	介護等の業務 ※2	あり	—	
3	介護等の業務	なし	—	10年 (勤務日数1800日)
4	相談支援又は 介護等の業務	—	5年以上従事	3年 (勤務日数540日)

※平成 18 年 10 月 1 日時点で、旧法の「障害児相談支援事業」、「身体障害者相談支援事業」、「知的障害者相談支援事業」及び「精神障害者地域生活支援センター」に勤務していた者で、その前日までに当該勤務場所で相談支援の業務に 3 年以上従事していた場合には、必要年数を満たします。

※1 相談支援の業務

相談支援の業務の実務経験に算入できるのは、1の業務内容を2の勤務場所において行った年数です。

1 業務内容

対象	身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者
業務	日常生活の自立に関する相談に応じ、助言指導、その他の支援を行う

2 勤務場所

次の表の1から6のいずれかに該当すること(複数の勤務先での勤務年数の通算が可能です。)

1	障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業を実施する事業所
2	児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、社会福祉法に規定される福祉に関する事務所(福祉事務所)
3	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院
4	病院若しくは診療所(ただし、次のいずれかに該当する者のみ) 1 社会福祉主事任用資格を有する者(※3) 2 介護職員初任者研修(旧訪問介護員 2 級)以上に相当する研修を修了した者(介護福祉士を含む) 3 国家資格等(※4)を有する者 4 上記1～3までに掲げる施設等における相談支援業務に従事した期間が 1 年以上ある者
5	障害者職業センター・障害者就業・生活支援センター
6	特別支援学校・特別支援学級

## ※2 介護等の業務

介護等の業務の実務経験に算入できるのは、1の業務内容を2の勤務場所において行った年数です。

### 1 業務内容

次の表の1, 2のいずれかの業務に該当すること(複数の業務内容での勤務年数の通算が可能です。)

1	対象	身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者
	業務	入浴, 排せつ, 食事, その他の介護を行う
2	対象	介護者
	業務	介護に関する指導を行う

### 2 勤務場所

次の1から3のいずれかに該当すること(複数の勤務先での勤務年数の通算が可能です。)

1	障害者支援施設, 障害児入所施設, 老人福祉施設, 介護老人保健施設, 介護医療院, 病院又は診療所の療養病床
2	障害福祉サービス事業, 障害児通所支援事業, 老人居宅介護等事業
3	病院, 診療所, 薬局, 訪問看護事業所

## ※3 社会福祉主事任用資格等

社会福祉主事任用資格等を有するには、次の表の1～5のいずれかを満たす必要があります。また、実務経験年数には社会福祉主事任用資格等を有する前の従事期間も合算することが可能です。

1	社会福祉主事任用資格者
	参考ページ:厚生労働省「社会福祉主事任用資格の取得方法」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi1/shakai-kaigo-fukushi9.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi1/shakai-kaigo-fukushi9.html</a>
2	介護職員初任者研修(旧訪問介護員2級)以上に相当する研修を修了した者(介護福祉士を含む)
3	保育士
4	児童指導員任用資格者
	次のいずれかに該当する者 ① 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 ② 社会福祉士, 精神保健福祉士 ③ 大学の学部又は大学院で, 社会福祉学, 心理学, 教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(海外の大学でもよい) ④ 小学校, 中学校, 義務教育学校, 高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 ⑤ 2年以上児童福祉事業に従事した者(高卒者以上) ⑥ 3年以上児童福祉事業に従事した者(その他)
5	旧法の精神障害者社会復帰指導員任用資格者

#### ※4 国家資格等

「国家資格等を有する」という条件に該当するには、次の表のいずれかの資格を有する必要があります。

また、国家資格等による業務に5年以上従事するとは、その資格に基づいて行う業務に5年以上従事している必要があります。(例:医師免許を持つものが医師として5年以上従事する等)

医師, 歯科医師, 薬剤師, 保健師, 助産師, 看護師, 准看護師, 理学療法士, 作業療法士, 社会福祉士, 介護福祉士, 視能訓練士, 義肢装具士, 歯科衛生士, 言語聴覚士, あん摩マッサージ指圧師, はり師, きゅう師, 柔道整復師, 管理栄養士, 栄養士又は精神保健福祉士

国家資格による業務に従事する期間と、相談支援又は介護等の実務を行う期間は重複しても構いません。

(例:指定医療型障害児入所施設に看護師として従事する場合)

図説

